

平成 30 年度 男女共同参画推進施策の事業計画

●…県が実施 ○…(公財)しまね女性センターに委託して実施 △…その他

1 男女共同参画の理解促進事業 H30 当初予算 3,116 千円 (H29 当初 1,754 千円)

(1) 男女共同参画に関する研修会・講座等

県民に対し、男女共同参画への理解を深めるための講座を開催する。

- 地域に向けた男女共同参画推進事業 (4 回程度開催予定)
- 学生向けライフデザイン支援講座 (4 回開催予定)

(2) 男女共同参画サポーター養成、活動促進等事業

地域における男女共同参画を推進するため、市町村と連携して啓発活動を行う男女共同参画サポーターの養成・支援を行う。

(対象：サポーター及び市町村担当者)

- 男女共同参画サポーターの委嘱
- 男女共同参画基礎研修 (3 回開催予定)
- 資質向上研修 (2 回開催予定)
- アクティブサポーター養成研修 (2 回開催予定)
- 交流会 (1 回開催予定)
- 地域訪問 (5 カ所を予定)
- 男女共同参画サポーター愛称募集

(3) 相談事業

あすてらすに男女共同参画に関する相談窓口を開設し、情報提供、助言等を行う。

- 市町村に対する男女共同参画に関する計画の改定、事業実施等に係る相談
- 男女共同参画サポーター、地域グループ等に対する事業実施等に係る相談・支援

2 女性の参画促進・人材育成事業 ※しまね女性活躍推進事業を除く

(1) 審議会等への女性の参画促進

政策・方針決定過程への男女の参画を進めるため、県の審議会等への女性の参画を促進する。

- 県審議会等への女性の参画率
- 目標：H32 年度まで 40% 台を維持 → 50% に変更

(2) しまね女性ファンド

しまね女性ファンドを活用し、女性が中心となって取り組む自主的な地域活動を支援する。

△ファンドの募集・受付・審査・給付事務、広報、利用促進

3 関係団体等との連携による男女共同参画の推進事業

- 島根県男女共同参画審議会

男女共同参画の推進及び女性活躍推進に係る施策について審議。

(1回開催予定)

- 男女共同参画社会形成促進会議

男女共同参画社会づくりに向けた取組みを促進するため、県内の関係機関（41団体）で男女共同参画に関する情報の共有、意見交換を行う。

(1回開催予定)

平成30年度しまね女性活躍推進事業

1. 事業概要

- ・ 職場において女性が男性とともに個性や能力を発揮し、働き続けやすい環境整備に取り組む企業を支援
- ・ 経済団体等と組織した「しまね働く女性きらめき応援会議」における女性活躍を進めるための目標を達成するための取組みを実施
- ・ 会社の経営者や社員等に対する女性活躍に向けた意識改革のためのセミナーや、機運醸成に向けた情報発信等を実施

2. H30当初予算額 41,615千円 (H29当初 39,418千円)

3. 事業内容

【企業への取組み支援】

①しまね女性の活躍応援企業登録制度

女性活躍推進法に基づく行動計画策定企業を応援企業として登録

②女性活躍に係る行動計画策定支援

女性活躍推進法で行動計画の策定が努力義務とされている労働者300人以下の企業において、行動計画策定を進めるための支援及び策定企業のフォローアップ

- ・ 行動計画策定支援及びフォローアップのためのアドバイザー派遣
- ・ 行動計画策定を進めるための経営指導員向けセミナー

③女性が職場で活躍できる環境整備支援

中小企業等が取り組む女性の就業環境の整備に対して経費の一部を助成

【意識改革】

①経営者や社員を対象とした交流会や、県内先進視察付きセミナー等の開催

経営者や人事担当者、管理職など職位別に他業種との意見交換を主とした交流会や先進的な取組みを行う企業への視察付きセミナーの開催

②女性を対象としたセミナー等の開催

女性が主体的に働き、職場でその能力を発揮できるようなスキルアップのためのセミナーやリーダーとしての能力を高める研修の開催

③男性の家事参画促進キャンペーン

男性の家事参画を促進するためのセミナー等の開催

【機運醸成】

応援企業や活躍している女性のロールモデルの普及、啓発

応援企業が取り組んでいる優良事例のPRやいきいきと活躍している女性の表彰及び働く女性の紹介冊子作成

4. その他

「地域女性活躍推進交付金」追加募集を実施予定(5月中旬～)

「しまね働く女性きらめき応援会議」設置要綱

(目的)

第1条 島根県において、女性が個性や能力を十分に発揮し、働き続けやすい職場環境の整備を加速化させるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第23条第1項に基づく協議会として、「しまね働く女性きらめき応援会議」（以下「会議」という。）を設置することにより、『全国一働きやすく、女性が活躍する県』を目指し、県の地方創生総合戦略である「子育てしやすく 活力ある 地方の先進県 しまね」の実現に寄与する。

(設置期間)

第2条 会議の設置期間は、平成28年10月11日から平成38年3月31日とする。
2 設置期間については、延長することができる。

(所掌事務)

第3条 会議は、働く女性の活躍推進のために次に掲げる事務を行う。

- (1) 連携体制の構築と情報共有に関すること
- (2) 課題の分析と目標の設定に関すること
- (3) 目的の達成のために必要な事業の実施に関すること
- (4) その他働く女性の活躍推進のために必要な事項に関すること

(組織)

第4条 会議は別表に掲げる者をもって構成し、新たに加入を希望する者については、構成員全体の了承を得るものとする。
2 構成員の任期は会議の設置期間とし、構成員に変更が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、構成員の互選により選出する。

(会議の開催)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(ワーキングチーム)

第7条 会議の行う事業についての検討及び実施のため、会議にワーキングチームを置くこととする。
2 ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会及び島根県が共同で担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月14日から施行する。

しまね働く女性きらめき応援会議 構成員

区分	団体名	代表者役職名	氏名
経済団体	島根県商工会議所連合会	会 頭	古瀬 誠
	島根県商工会議所女性会連合会	会 長	山口 美紀
	島根県商工会連合会	会 長	石飛 善和
	島根県商工会女性部連合会	会 長	大谷恵美子
	島根県中小企業団体中央会	会 長	杉谷 雅祥
	島根県中小企業団体女性協議会	会 長	山崎 妙子
	(一社) 島根県経営者協会	会 長	久保田一朗
	島根経済同友会	代 表 幹 事	川上 裕治
	島根県中小企業家同友会	代 表 理 事	小田 隆弘
	島根県中小企業家同友会女性部会	会 長	大川 真美
	(一社) 中国地域ニュービジネス協議会島根支部	副 支 部 長	古志野純子
農林水産団体	J Aしまね	代表理事組合長	竹下 正幸
	J Aしまね女性組織協議会	会 長	長島千代子
	島根県森林組合連合会	代表理事会長	手銭白三郎
	島根県漁協女性部連合会	会 長	青山 幸子
労働団体	日本労働組合総連合会島根県連合会	会 長	仲田 敏幸
	日本労働組合総連合会島根県連合会女性委員会	委 員 長	鎌田 恵子
女性・関係団体	島根県連合婦人会	会 長	田儀セツ子
	(公財) 21世紀職業財団	島根県・鳥取県 駐 在 代 表	澤 アツ子
	島根県社会福祉法人経営者協議会	副 会 長	北尾 慶子
	(公社) 島根県栄養士会	会 長	山本綏津子
	(公社) 島根県看護協会	会 長	春日 順子
	島根県国公立幼稚園・こども園長会	会 長	井上 晴美
	島根県保育協議会	副 会 長	吉村 里恵
教育機関	島根大学	学 長	服部 泰直
	島根県立大学	学 長	清原 正義
	松江工業高等専門学校	校 長	平山 けい
学識経験者	島根大学	名 誉 教 授	多々納道子
	島根県立大学	教 授	吉川 洋子
	(公財) しまね女性センター	理 事 長	猪野 郁子
行 政	島根労働局	局 長	浅野 茂充
	島根県	知 事	溝口善兵衛
	島根県教育委員会	教 育 長	鴨木 朗
	島根県市長会	会 長	松浦 正敬
	島根県町村会	会 長	石橋 良治

(35団体)

女性活躍推進に係る目標等の設定について

1. 目標設定に係る経緯

- ・官民一体となって、職場における女性活躍を推進するため、平成28年10月に「しまね働く女性きらめき応援会議（会長：古瀬誠 島根県商工会議所連合会会頭、構成団体35団体）」を設立
- ・12月15日に開催した応援会議において女性活躍推進に係る目標とロードマップを決定

2. 応援会議における目標設定等

(1) 応援会議における目標

女性活躍推進法の終期である平成37年度末において、以下の環境を整備し、「全国一働きやすく、女性が活躍する島根県」を実現

- ・働きたい女性が働き続けることができる職場環境と社会環境
- ・多様な働き方が可能であり、女性の個性と能力が正当に評価される環境
- ・ワーク・ライフ・バランスが実現でき、職場だけでなく、家庭や地域・社会でも活躍できる環境

(2) 女性の働きやすさや活躍状況を示す指標

上記の目標達成に向けた進捗状況を確認するための指標として、以下の項目から構成される「働く女性きらめき指数（女性活躍指数しまね方式）」を設定

- ・「職場」に関する女性の労働力率や、女性の管理職比率など9項目
- ・「家庭」に関する夫の家事・育児時間や、女性の余暇時間の2項目
- ・「地域・社会」に関する女性のボランティア活動行動者率や、待機児童数の比率など3項目

3. 目標達成に向けたロードマップ

別添のとおり

4. 今後の取組みの方向性

県内企業等における女性活躍を推進するため、応援会議と連携し、以下の取組みを推進

- ・経営者、管理職、社員等に向けた意識改革
- ・企業等に向けた支援

- ・女性のスキルアップや、ネットワークづくりの推進
- ・女性活躍推進のための情報発信

【参考】「働く女性きらめき指数（女性活躍指数しまね方式）」による都道府県別状況

順位	都道府県	集計値
1位	高知県	449.9
2位	富山県	441.4
3位	鳥取県	436.2
4位	山形県	435.7
5位	佐賀県	431.6
6位	福井県	430.7
7位	石川県	430.1
8位	大分県	424.7
9位	徳島県	424.0
10位	熊本県	423.1
11位	島根県	420.6

- ・指標の設定にあたっては、応援会議構成団体の女性や若手職員が参画するワーキングチームにおいて検討し、外部研究機関のアドバイスを受けて作成
- ・各データ項目を標準偏差方式により偏差値を算出し集計
- ・集計にあたり、「職場」：「家庭」：「地域・社会」＝2：1：1の比重とする

公益財団法人しまね女性センター
平成30年度男女共同参画社会形成推進事業 事業計画書

【事業実施方針】

「島根県男女共同参画推進条例」に定める基本理念および平成27年度に策定された「第3次島根県男女共同参画計画」(計画期間：平成28年度～平成32年度)に基づき、男女がともに社会の対等な構成員として、それぞれの個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向けた事業を実施する。

その実施にあたっては、島根県立男女共同参画センター「あすてらす」を拠点とし、県内の市町村・島根県男女共同参画サポーターや関係機関・団体等と連携・協働の仕組みをもって、地域や各分野の課題解決に向けより一層の男女共同参画の促進を図る。

【実施事業一覧】

※ ◇印は島根県受託事業、◆印は財団自主事業、□印は銀行受託事業

事業区分	事業名
相談事業	◇相談事業 ①一般相談 ②市町村男女共同参画条例・計画改定等に関する相談
啓発・広報事業	◇(改)若者に向けた男女共同参画推進啓発事業 ◆啓発誌『しまねの女と男』発行 ◆あすてらす情報キャラバン ◆ホームページによる情報発信 ◆啓発パネル等の貸出
学習研修事業	◇(改)地域に向けた男女共同参画推進事業 ◇(改)男女共同参画サポーター養成・活動促進事業 ◇女性の活躍推進セミナー ◇女性リーダー研修・ネットワーク交流会 ◇(改)管理職交流会 ◆講師派遣
交流・利用促進事業	◆男女共同参画推進月間イベント ◆(新)あすてらす開館20周年記念事業準備 ◆ネットワーク推進 ①あすてらすネットワーク ②関係機関との連携
女性ファンド事務受託	□女性ファンド事務受託

項目	事業内容
1 相談事業	<p>(1) 相談事業……………【受託】 市町村や各種団体・グループが行う男女共同参画推進に向けた学習会等の助言を行うとともに、講師情報及び関連資料を提供する。 また、市町村の男女共同参画に関する条例制定および計画改定等に対する指導、助言、情報提供を行う。</p> <p>①男女共同参画に関する一般相談 ②市町村男女共同参画条例・計画改定等に関する相談</p>
2 啓発・ 広報事業	<p>(1) (改) 若者に向けた男女共同参画推進啓発事業……【受託】 県内の大学生等、若者世代が、男女共同参画の視点を持って、将来設計、就職活動、社会参画などをする力を養うために、個別のテーマを設定し、講座を行う。</p> <p>○実施箇所数：4か所 (島根県立大学、農林大学校、専門学校等) ○主なテーマ：労働・経済、ワーク・ライフ・バランス、DV</p> <p>(2) 啓発誌「しまねの女と男」発行……………《自主》 男女共同参画に関する情報を広く県民に普及啓発するため、個別の特集・テーマを設定するとともに、財団が実施する事業の告知や報告等を掲載し、県民、行政機関をはじめ関係団体等に配布する。</p> <p>○発行回数(時期)：年1回(11月頃) ○規格：A4版2色刷8頁 ○数量：3,000部</p> <p>(3) あすてらす情報キャラバン……………《自主》 地域における男女共同参画の普及啓発を積極的に図るため、情報ライブラリーにある図書、DVD等や、財団が所有する啓発グッズ(男女共同参画かるた、パネル等)を活用したワークショップを行う訪問先を募集し、職員がキャラバン隊を編成、訪問する。 また、情報ライブラリーの利用促進を兼ねて、ワークショップ終了後も訪問先において図書等の配架を行う。</p> <p>○対象者：県内の小・中学校、高等学校 ○実施件数：5か所程度 ○実施内容：絵本の読み語り、かるた大会等</p> <p>(4) ホームページによる情報発信……………《自主》 財団が実施する事業の案内、啓発誌等の掲載、男女共同参画に関する情報の発信(随時更新)</p> <p>(5) 啓発パネル等の貸出……………《自主》 男女共同参画に関するコンテストの入賞作品、男女共同参画社会</p>

	<p>基本法、女子差別撤廃条約等に関する啓発パネルや、地域での学習会やイベント等に活用できる啓発グッズを貸し出す。(貸出料金：県内無料、要送料)</p>
<p>3 学習研修事業</p>	<p>(1) (改) 地域に向けた男女共同参画推進事業……………【受託】 男女共同参画に対する基本的な視点、知識、情報等がより一層地域の隅々に広がるよう、市町村・男女共同参画サポーターと協働で企画・運営する講座を行う。 ○実施回数：4回程度 ○参集人数：各会場50人程度 ○主なテーマ：高齢社会、防災、コミュニケーション、DV</p> <p>(2) (改) 男女共同参画サポーター養成・活動促進事業【受託】 島根県男女共同参画サポーター及び市町村男女共同参画行政担当職員を対象として、地域での男女共同参画推進に向けた啓発活動を行う上で必要な研修、啓発活動のヒントとなるような地域モデルの事例紹介や情報提供等を行う。また、地域でのサポーターの活動を促進するために、活動費の支給、活動PRを行う。</p> <p>①男女共同参画基礎研修 ○実施時期：7月 ○実施会場：あすてらす、松江、浜田 ○実施内容：基礎的な知識習得、効果的な活動事例の紹介等</p> <p>②資質向上研修 ○実施時期：9月 ○実施会場：松江、浜田 ○実施内容：市町村との連携し、地域で推進・啓発活動を行う上で役立つ技術の習得等</p> <p>③アクティブサポーター育成研修(全2回) ○実施時期：11月 ○実施会場：あすてらす ○実施内容：一定の活動履歴のあるサポーターで、地域での講座の企画・運営や研修での事例発表ができるサポーターの育成</p> <p>④交流会 ○実施時期：12月 ○実施会場：あすてらす ○実施内容：サポーター同士のつながりを作り、相乗効果を上げるための交流の場</p> <p>⑤地域訪問 ○実施時期：通年 ○実施箇所数：5か所程度 ○実施内容：地域課題、実践活動に関するヒヤリング、相談</p> <p>⑥サポーターへの情報提供 ⑦地域での自主活動に対する活動費の支給</p>

(3) 女性の活躍推進セミナー……………【受託】

様々な分野で働く女性を対象に、女性自身が仕事や私生活の充実を図るとともに、女性が働きやすい環境づくりを推進するための参加型の連続セミナー（全3回）を行う。

○実施時期：8～9月

○実施場所：県内東西2会場

○対象者：企業、行政機関等で働く20～40代の女性

○定員：各会場とも20名程度

○実施内容：自己理解、目標設定と意欲・行動力向上、実践的なスキルアップ

(4) 女性リーダー研修・ネットワーク交流会……………【受託】

女性管理職（候補者含む）を対象に、リーダーへの資質や自身のキャリア形成への意欲向上を図る研修及び交流会を行い、人材育成と人材ネットワークの構築を図る。

○実施回数：2回

○対象者：県内の企業、団体等で働く管理職、リーダー層の女性

○定員：各回とも20名程度

○実施内容：リーダーの役割、スタイル、実践的なスキルアップ
情報交換・交流会

(5) (改) 管理職交流会……………【受託】

女性労働者の潜在力を引き出し、様々なワーク・ライフスタイルを持つ社員等が活躍できる風土づくりを進めることができるよう、管理職を対象とした参加型研修を行うとともに、交流を図る。

○実施時期：2月

○実施場所：県内1か所

○対象者：県内企業・団体の管理職

○定員：30名程度

○内容：部下の意欲を引き出すコミュニケーション、誰もが働きやすい組織デザイン等

(6) 講師派遣……………《自主》

各種団体・グループ、企業、学校、市町村等が男女共同参画推進に向けた学習、研修を開催するにあたり、主催者の依頼に基づき職員等の派遣を行う。

5 交流・
利用促進事業

(1) 男女共同参画推進月間イベント……………《自主》
島根県男女共同参画推進月間にあわせ、多くの県民のみなさんに男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を図るとともに、参加者同士出合いと交流の場となるフェスティバルを開催する。

- 名称：あすてらすフェスティバル2018
- 実施日：6月16日（土）
- テーマ：男女共同参画とスポーツ・健康
- 内容：講演、分科会、女性団体等の活動紹介・パネル展示等

(2) (新) あすてらす開館20周年記念事業準備……………《自主》
平成31年に開館20周年を迎えるにあたり、これまでの「あすてらす」のあゆみをふりかえるとともに、今後もより一層幅広い層への意識醸成を図り、男女共同参画推進を促進する機会となるよう、実行委員会を発足し、事業の準備を進める。

- 実行委員の選定及び実行委員会の開催
- 記念事業の企画、協力団体・機関への働きかけ等

(3) ネットワーク推進……………《自主》
男女共同参画推進に関心のある個人、団体及び関係機関との交流を図り、男女共同参画社会実現に向けた取組を促進する。

①あすてらすネットワーク

男女共同参画について関心のある個人や団体で構成する「あすてらす会員」を設置し、男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、あすてらすサポーターの編集による「あすてらす」の利活用につながる情報紙を発行する。

- 会員種別：郵送会員、メール会員（年会費無料）
- ライブラリー情報紙『あすてらす情報Market』

- ・発行回数：年2回（5月、11月）
- ・規格：A4判、2頁、両面印刷、一色刷
- ・発行部数：3,000部
- ・配付先：会員、市町村、関連機関、公共施設等
- ・内容：情報ライブラリー関連情報等

②関係機関との情報交換・連携

より効果的な事業立案・運営に向けて、県内外の男女共同参画センター職員等との意見交換会を開催するとともに連携を図る。

<p>6 女性ファンド 事務受託</p>	<p>(1) 女性ファンド事務受託……………【受託】 三菱UFJ信託銀行から事務委託を受け、「公益信託しまね女性 ファンド」の募集、申請受付、内容確認、審査事務、助成金給付事 務等を行うとともに、県サポーターや市町村等の関係機関等を通じ て、県内の女性団体への周知に努め、利用促進を図る。 また、県内の助成金制度を持つ機関との合同説明会(年2回)を行う とともに、独自でも利用促進を図る定期的な説明・相談会(年4回)を 開催する。</p> <p>○受付期間 後期 5月15日～7月15日 前期 11月15日～平成31年1月15日</p> <p>○審議・助成決定 運営委員会で審議・決定</p>
--------------------------	--